

## 誓約書（宅地建物取引士常勤）

1. 専任の宅地建物取引士が、その事務所に常勤していることを誓約するもの。  
氏名は、宅地建物取引士の自署が必要。
  - ・氏名をパソコンで作成した誓約書は不可
  - ・正本には、自署した誓約書そのものを提出すること  
(自署をした誓約書のコピーは不可)
2. 勤務時間は、基本的に、会社の営業時間と一致する。
3. 休みがわかるように記入。
4. 新規免許で、申請時に、専任の宅地建物取引士がまだ他へ勤務している場合で、免許時に専任体制を確保するという場合は、申立書の提出が必要。
  - ・現勤務先を退職する旨の、専任の宅地建物取引士の申立書
  - ・その専任の宅地建物取引士を退職させる旨の、現勤務先代表者の承諾書  
(申立書、承諾書には、退職予定日を記載すること)

(本店の場合)

# 誓約書

令和 3 年 3 月 10 日

広島県知事様

宅地建物取引士が居所に住んでいる場合は、居所も併記する  
(宅建士登録における居所の登録が必要)

宅地建物取引士

住所 広島市中区竹屋町 0-0

氏名 宅建 一郎

必ず宅地建物取引士本人が、氏名を、自署すること

私は、次の勤務先の専任の宅地建物取引士として、専らその事務所に常勤し、宅地建物取引業務に従事することを誓約します。

勤務先の所在地及び名称

広島市中区昭和町 11-5

宅建株式会社

勤務時間 平日 9時 00分 から 17時 00分 まで

土曜 9時 00分 から 12時 00分 まで

( 隔週 土曜日 休み )

日曜・祝日 休み

勤務時間は、宅地建物取引士が勤務する基本の時間を記入  
休みがわかるように記入

注 1 記入は、宅地建物取引士本人が自署・押印すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(本店以外の場合)

# 誓約書

令和 3 年 3 月 10 日

広島県知事様

宅地建物取引士が居所に住んでいる場合は、居所も併記する  
(宅建士登録における居所の登録が必要)

宅地建物取引士

住所 広島市南区段原 0-0

氏名 宅建 二郎

必ず宅地建物取引士本人が、氏名を、自署すること

私は、次の勤務先の専任の宅地建物取引士として、専らその事務所に常勤し、宅地建物取引業務に従事することを誓約します。

勤務先の所在地及び名称

広島市中区紙屋町 00-0

宅建株式会社 紙屋町支店

勤務時間 平日 9時 00分 から 17時 00分 まで

土曜 9時 00分 から 17時 00分 まで

日曜・祝日 9時 00分 から 17時 00分 まで

水曜日 定休

勤務時間は、宅地建物取引士が勤務する基本の時間を記入  
休みがわかるように記入

ローテーションにて 月 4 日 休みあり

注 1 記入は、宅地建物取引士本人が自署・押印すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。